受託研究収入		596,389
共同研究収入		129,769
受託事業等収入		189,178
補助金等収入		1,126,219
補助金等の精算による返還金の支出	△	6,334
寄附金収入		170,150
財産貸付料収入		78,378
講習料収入		1,150
手数料収入		12,876
物品等売払代収入		2,062
版権料・特許料収入		808
預り金の増減額		6,051
預り科学研究費補助金等の増減額	△	21,656
その他の収入		104,816
小計		699,742
国庫納付金の支払額		0
業務活動によるキャッシュ・フロー		699,742
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△	98,173
有形固定資産の取得による支出	△	764,640
無形固定資産の取得による支出	△	11,301
有形固定資産及び無形固定資産の売却による収入		7,184
減価償却引当特定資産の繰入による支出	△	159,149
施設費による収入		363,560
小計	△	662,520
利息及び配当金の受取額		14,383
投資活動によるキャッシュ・フロー	△	648,137
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー		
ファイナンス・リース債務等の返済による支出	△	47,744
小計	△	47,744
利息の支払額	△	1,442
財務活動によるキャッシュ・フロー	△	49,187
Ⅳ　資金に係る換算差額		0
Ⅴ　資金増加額（又は減少額）		2,417
Ⅵ　資金期首残高		2,696,484
Ⅶ　資金期末残高		2,698,902

利益の処分に関する書類（案）　（単位：千円）

Ⅰ　当期未処分利益		473,457
当期総利益	473,457	
Ⅱ　利益処分額		
積立金	—	
国立大学法人法第35条の２において準用する独立行政法人通則法第44条第３項により文部科学大臣の承認を受けようとする額		
教育研究環境整備・組織運営改善積立金	473,457	473,457

【重要な会計方針】

国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議　令和６年２月21日改訂））及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省　日本公認会計士協会　令和６年６月13日最終改訂）（以下「国立大学法人会計基準等」という。）を適用して、財務諸表等を作成しております。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用しております。

ただし、退職一時金については費用進行基準を、また「ミッション実現加速化経費」及び「特殊要因経費」に充当される運営費交付金の一部については、文部科学省の指定に従い業務達成基準あるいは費用進行基準を採用しております。

また、令和７年度補正予算により措置された「教育・研究基盤維持経費」に係る運営費交付金については、文部科学省の指定に従い、費用進行基準を採用しております。

なお、国立大学法人福島大学業務達成基準取扱要項に基づき学長が特に必要と認めた事業については、業務達成基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としていますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２～50年
構築物	２～60年
工具器具備品	１～20年
車両運搬具	４～７年

なお、国から承継した固定資産については見積耐用年数減価償却しております。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第78）の減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）で減価償却しております。

３．賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与については、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金を計上しておりません。

なお、資本剰余金を減額したコスト等の注記における賞与引当増加相当額は、当事業年度末の賞与引当相当額から前事業年度末の同相当額を控除した額を計上しております。